

【カンタン解説シリーズ】 「減損会計って何？」

最近、「減損会計」（げんそんかいけい）という言葉、よく聞くと思います。

その内容は、おわかりですか？ 来年4月から始まる期より適用されますので、その内容は経営者であっても知っておく必要があります。むしろ、経理よりも経営者が知っていないといけない制度です。経営に大きく影響してくるからです。

ここでは、経営者として押さえておくべきポイントを、カンタンに解説したいと思います。もちろん、経理の方にも知っておいて欲しいことです。

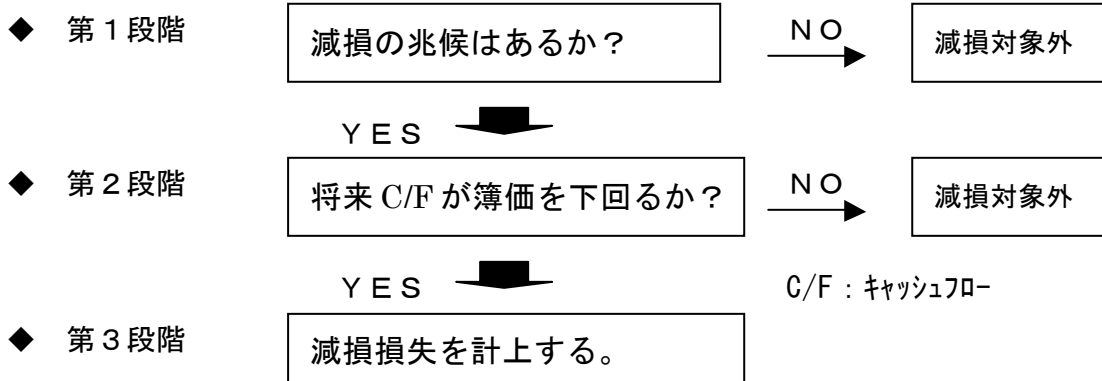
1. 減損会計の概要

(1) 減損会計は、固定資産の損出し

- ◆ まず、減損会計というのは、土地や建物、機械、器具備品、無形資産など、固定資産が対象です。
- ◆ その固定資産が、将来的にあまりキャッシュを生み出さない、あるいは市場価格が下がっている、ことが判明した場合に、帳簿価格を回収可能な金額まで下げよう、ということです。
- ◆ いわゆる評価損を、計上する、ということです。
ただし、時価会計と違って、価格が上がった場合の評価益は計上しません。
- ◆ また、減損会計は、帳簿価格と売却時価を比べて、評価損を計上することが主流ではありません。
固定資産は、長期に保有し、使用することによって収益を上げていきます（使用価値）。したがって、その将来得られる収益が、帳簿価格よりも低いのであれば（すなわち投資を回収できない）、その低い分を、評価損として落とそう、というものです。
- ◆ 決算書にどのような影響があるかといえば、貸借対照表の固定資産を減額するとともに、損益計算書の当期の損失として、減損損失が計上されます。
すなわち、純資産（自己資本）が減るとともに、当期利益が減少します。
- ◆ ただし、これはあくまで会計上の損失であり、税務上は損失として認められません。したがって、減損損失を計上したからといって、法人税等が減るわけではありませんので、要注意です。最近では、会計と税務がどんどん離れていく傾向にあります。

(2) 減損会計の対象会社、開始時期

- ◆ 減損会計は、基本的には、どの会社にも適用すべき制度です。
なぜならば、一般に公正な会計基準だからです。商法は、すべての会社について公正な会計慣行をしんしゃくするように定めています。(商法 32 条 2 項)
- ◆ ただし、実際に適用するのは、「会計監査を受ける会社」ということになるでしょう。すなわち、公開会社あるいは公開を目指している会社などですね。
会計監査を受ける必要のない会社は、減損会計を適用しなくても、それをチェックする機関は、事実上ありません。税務署は、損金になるものではないので、やってもやらなくても、どちらでもいいのです。
- ◆ ただ、銀行などの融資審査では、減損会計の適用の有無は確認される可能性があります。含み損が明らかにあるような決算書では、審査上は不利になるのではないのでしょうか。融資がたくさんある会社、これから融資を活用しようという会社は、検討した方がいいですね。
- ◆ 次に開始時期ですが、早期適用というのは、既に平成 16 年 3 月期から適用しています。
ただし、強制適用は、平成 18 年 3 月期(平成 17 年 4 月開始の期)の決算からということになります。今から検討・準備が必要ですね。

2. 減損会計の手続き**(1) 減損会計は、3 段階の手続き**

- ◆ 減損は、キャッシュフローを生み出す単位ごとに適用します。工場あるいはラインごと、店舗ごと、という単位で見っていきます。個々の資産単位ではありません。

(2) 減損の兆候とは？(第1段階)

兆候の具体例としては、次のようなものがあります。

- ①損益またはキャッシュフローが、継続してマイナス、あるいはその見込み
- ②その資産の回収可能額を、著しく低下させる次のような変化が生じた。
 - ・事業の廃止または再編成
 - ・資産の除却・売却が、当初予定より早く行なわれる
 - ・異なる用途への転用
 - ・遊休状態におちいった
 - ・稼働率が著しく低い状態が継続
 - ・著しい陳腐化が認められる
 - ・建築中止、大幅延期など
- ③経営環境が著しく悪化、またはその見込み
- ④市場価格が著しく下落(概ね50%以上下落)した

(3) 将来キャッシュフローの計算(第2段階)

- ◆ 将来キャッシュフローは、**営業損益の予測**をベースとして、求めています。中長期計画や、経営環境、外部情報などをもとに、客観的な数字を求めています。あくまで、**いくら収益(キャッシュ)をあげていくことができるのか**、をベースにするわけです。求め方の詳細は割愛します。

(4) 減損損失の計上(第3段階)

- ◆ 回収可能価額まで、帳簿価格を減額することになります。
- ◆ 回収可能価額とは、次のいずれかの高い金額とします。
 - ・正味売却価額(処分時価)
 - ・第2段階で出した、将来キャッシュフローの現在価値

※将来キャッシュフローを稼げないのであれば、事業を継続せず、売却するしかない、という前提条件で、どちらか高い方ということになっています。

3. 減損会計の対応策

減損会計は、制度が適用されると、一気に大きな損失を計上することになります。

非公開会社は、基本的に適用しなくてもよい、とは言っても、銀行などの対応上、考えておく必要があるのではないのでしょうか。

(1) 資産の評価

- ◆ まずは、資産の評価を試みる必要がありますね。
キャッシュフローを生み出すグループごとに、将来キャッシュフローや売却時価などをざっと検討します。
- ◆ その中で、含み損のありそうな資産については、厳密に計算しておく必要があります。

(2) 対応策

- ◆ 含み資産になりそうなものは、早めに売却、除却、評価減（会計上の）をしていく。
- ◆ 每期少しずつでもやっておけば、一気に損が出ることはない。非公開会社の利点（強制適用でなくてもよい）を活かして、計画的に落としていってはどうか。できるだけ税務上も落としていきたいが、無理な場合も多い。会計上だけでも落とし、キレイなバランスシートにしておいた方が、経営を見る目も厳しくなってくる。
- ◆ 遊休資産などがある場合は、それを活用するか、できないのであれば、処分しておいた方がよい。

できるだけ、当初から資産計上しないのがベスト。少額資産（30万円未満）の経費処理や特別償却などを使って、早めに償却していく。それにより、節税にもつながる。

以上、不明点などがあれば、お気軽にご質問ください。